

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

ページ

- 県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 (自然保護課) 一
- 自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 二
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (同) 二
- だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 (社会福祉課) 八
- 社会福祉法施行細則の一部を改正する規則 (同) 九
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の一部を改正する規則 (長寿社会政策課) 一三
- 調理師法施行細則の一部を改正する規則 (健康推進課) 一六
- 指定難病等の治療に係る通院介護費用交付規則の一部を改正する規則 (疾病・感染症対策室) 一六

規 則

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十四号

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

県立自然公園条例施行規則(昭和三十五年宮城県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の三第二項中「第十号」を「第十一号」に、「第十一号」を「第十二号」に改め、第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 条例第二条第三号ハに掲げる宿舎に関する県立自然公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるもの(以下「分譲型ホテル等」という。)にあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による県立自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

第二条の七第二項第二号及び第四項第一号中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第四条の三第二項中「第三条の二第二項各号」を「前条第二項各号」に、「第三条の二第二項第一号」を「前条第二項第一号」に改め、同条第三項中「第三条の二第二項各号」を「前条第二項各号」に改める。

第七条の三第一号イを次のように改める。

イ 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第七条の四第二項に次の一号を加える。

三 国、県及び公共団体以外の者が、条例第十六条の二の二第三項の認定を受ける場合は、前条第一号イ及びロに該当しないことを説明した書類

様式第一号中

供用期間	通年(使用期間)	を
------	----------	---

供用期間	通年(使用期間)	を
分譲型ホテル等	有無(種類・仕組み)	に、「日本工業規

格」を「日本工業規格」に改める。

様式第二号中

供用期間	を
------	---

供用期間	を
分譲型ホテル等	に、「日本工業規

啓」を「日本産鯉種」に改める。

様式第三号から様式第三十七号までの規定中「日本産鯉種」を「日本産鯉種」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の県立自然公園条例施行規則の規定による様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の県立自然公園条例施行規則の規定によるものとする。

自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十五号

自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

自然環境保全条例施行規則（昭和五十年宮城県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三第一号イを次のように改める。

イ 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たつて必要な認

知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第十八条の四第二項に次の一号を加える。

三 国、県及び市町村等以外の者が、条例第二十二条の三第三項の認定を受ける場合は、前条第一

号イ及びロに該当しないことを説明した書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和三十八年宮城県規則第八十六

号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第一号の四までの規定中「日本産鯉種」を「日本産鯉種」に改める。

様式第一号の五表面中

「 11 保安職業従事者 12 サービス職業従事者 13 分類不能の職業 14 無職 」や

「 9 個人情報の提供（国が提供する情報システムでの管理）の同意
11 保安職業従事者 12 サービス職業従事者 13 分類不能の職業 14 無職
1 同意する 2 同意しない
」
に於て、同様に記述す。

「県内居住者は、狩猟免状の提示を行うことで足りる」や

「①原本を持参するか、②狩猟者登録用として再交付を受けた狩猟免状又は都道府県猟友会長が相違ない旨証明した狩猟免状の写し（当該年度に発行したものに限り。）を郵送する」
に於て、

「 8 太線欄には、申請者は、記載しないこと。」や

「 8 個人情報の取扱いについて（国が提供する情報システムでの管理）」

申請者の個人情報、狩猟に係る行政事務の効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありませんが、個人情報を国が提供する情報システムで管理することに同意いただくことが必要です。

9 太線欄には、申請者は、記載しないこと。

に「日本工業規格」や「日本産業規格」に於て、

に「日本工業規格」や「日本産業規格」に於て、

に「日本工業規格」

「 3 変更届出には、住所、氏名の変更が確認できる書類（住民票、運転免許証の写し等）を添付又は提示する（住民基本台帳法第30条の15第1項の規定により、知事が都道府県知事保存本人確認情報（同法第7条第8号の2に規定する個人番号及び同条第13号に規定する住民票コードを除く。）を利用する場合を除く。）」

に「日本工業規格」や「日本産業規格」に於て、

に「日本工業規格」や「日本産業規格」に於て、

に「日本工業規格」

「 3 変更届出には、住所、氏名の変更が確認できる書類（住民票、運転免許証の写し等）を添付又は提示する（住民基本台帳法第30条の15第1項の規定により、知事が都道府県知事保存本人確認情報（同法第7条第8号の2に規定する個人番号及び同条第13号に規定する住民票コードを除く。）を利用する場合を除く。）」

に「日本工業規格」や「日本産業規格」に於て、

に「日本工業規格」や「日本産業規格」に於て、

に「日本工業規格」や「日本産業規格」に於て、

に「日本工業規格」

に「日本工業規格」や「日本産業規格」に於て、

様式第六号表面中

「はり付け欄

「はり付け欄

を
* 枚数が多い
場合は下の空
白に記入すること

に改め、同様式裏面を次のように改める。

(裏面)

(2) 他の狩猟免許を受けている場合は、その狩猟免許の種類、狩猟免許を交付した都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免許の番号並びに同一登録年度において他の免許申請書又は免許更新申請書を提出していることの有無

他の免許	免許	都道府県名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免許の番号	号	更新の有無
他の免許	免許	都道府県名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免許の番号	号	更新の有無

(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法の規定に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無（ない場合「ない」と、ある場合には「ある」と記入し、かつ、ある場合には、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった年月日を記載すること。）

罰金以上の刑に処せられたことの有無	
執行を受けることのなくなった年月日	年 月 日

(4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第52条第1項の規定により狩猟免許を取り消されたことの有無（ない場合は「ない」と、ある場合には「ある」と記入し、かつ、ある場合には、その年月日、狩猟免許の種類及び都道府県知事名を記載すること。）

免許を取り消されたことの有無	
年月日	免許の種類
免許を取り消した都道府県知事名	
知 事	

(5) 個人情報の取扱いについて

イ 申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の手続等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありませんが、個人情報を国が提供する情報システムで管理することに同意いただくことが必要です。

個人情報の提供（国が提供する情報システムの管理）の同意	1 同意する 2 同意しない
-----------------------------	---------------------

ロ 申請者が一般社団法人宮城県猟友会の会員である場合に、その個人情報は、狩猟免許取得者の便宜を図るため、一般社団法人宮城県猟友会が更新の対象者に対し更新手続の日時等を事前に通知する際に使用します。そのため、一般社団法人宮城県猟友会の会員である者又は入会予定者は、個人情報を一般社団法人宮城県猟友会に提供することに同意いただくことが必要です。

一般社団法人宮城県猟友会への個人情報の提供についての同意	1 同意する 2 同意しない
------------------------------	---------------------

添付書類 1 写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0cm×横2.4cmの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。）

2 猟銃・空気銃所持許可を受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し1通

3 猟銃・空気銃所持許可を受けていない場合は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当しない旨の医師の診断書1通

記載上の注意事項

- 1 文字は楷書で明瞭に記載すること。
- 2 (1)は、狩猟免許の種類及び該当番号を○で囲むこと。
- 3 太枠欄には、申請者は記載しないこと。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第七号中

「3 変更届出には、住所、氏名の変更が確認できる書類（住民票、運転免許証の写し等）を添付又は提示する（住民基本台帳法第30条の15第1項の規定により、知事が都道府県知事保存本人確認情報（同法第7条第8号の2に規定する個人番号及び同条第13号に規定する住民票コードを除く。）を利用する場合を除く。）。」

「4 狩猟者登録証」や「3 狩猟者登録証」じ「日本工業規格」や「日本産業規格」に定める。

「はり付け欄」

様式第八号表面中

「はり付け欄」

(裏面)

(2) 更新しようとする狩猟免許			
免許の種類	狩猟免許を交付した都道府県知事名	狩猟免許の番号	交付年月日
網猟免許	知事	号	年 月 日
わな猟免許	知事	号	年 月 日
第1種銃猟免許	知事	号	年 月 日
第2種銃猟免許	知事	号	年 月 日
(3) 同一登録年度において、更新を受けようとする狩猟免許と異なる種類の狩猟免許に係る免許申請書又は免許更新申請書を提出している場合はその狩猟免許の種類			
免許の種類			
(4) 個人情報の取扱いについて			
イ 申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありませんが、個人情報を国が提供する情報システムで管理することに同意いただくことが必要です。			
個人情報の提供（国が提出する情報システムの管理）の同意	1 同意する 2 同意しない		
ロ 申請者が一般社団法人宮城県猟友会の会員である場合に、その個人情報は、狩猟免許取得者の便宜を図るため、一般社団法人宮城県猟友会が更新の対象者に対し更新手続の日時等を事前に通知する際に使用します。そのため、一般社団法人宮城県猟友会の会員である者又は入会予定者は、個人情報を一般社団法人宮城県猟友会に提供することに同意いただくことが必要です。			
一般社団法人宮城県猟友会への個人情報の提供についての同意	1 同意する 2 同意しない		
添付書類 1 写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0cm×横2.4cmの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。） 2 猟銃・空気銃所持許可を受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し1通 3 猟銃・空気銃所持許可を受けていない場合は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当しない旨の医師の診断書1通 4 更新を受けようとする狩猟免許			
記載上の注意事項			
1 文字は楷書で明瞭に記載すること。			
2 (1)は、狩猟免許の種類及び該当番号を○で囲むこと。			
3 太枠欄には、申請者は記載しないこと。			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第九号、様式第十号及び様式第十二号中「日本江蘇産」を「日本江蘇産」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十七号

だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則（平成八年宮城県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表五の項2中「第二条第一項に規定する一般ガス事業」を「第二条第二項に規定するガス小売事業」に改める。

別表第二第一号の表一の項2中「車いす」を「車椅子」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項4中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表二の項3(一)中「車いす」を「車椅子」に改め、同項(三)中「車いす使用者用特殊構造昇降機」を「車椅子使用者用特殊構造昇降機」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「車いす使用者の」を「車椅子使用者の」に改め、同項3(2)中「こう配」を「勾配」に改め、同項3(四)中「車いす使用者用特殊構造昇降機」を「車椅子使用者用特殊構造昇降機」に改め、同表四の項中「かこ」が当該を「籠が当該」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「車いす使用者対応駐車施設」を「車椅子使用者対応駐車施設」に改め、同項1及び2中「かこ」を「籠」に改め、同項3中「かこ」を「籠」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同項4から6までの規定中「かこ」を「籠」に改め、同項7中「かこ」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項8から11までの規定中「かこ」を「籠」に改め、同表六の項1(一)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「車いす使用者対応便房」を「車椅子使用者対応便房」に改め、同項1(二)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「車いす使用者対応便房」を「車椅子使用者対応便房」に改め、同項1(三)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項1(六)中「車いす使用者対応便房」を「車椅子使用者対応便房」に改め、同項1(七)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項1(八)中「車いす使用者対応便房」を「車椅子使用者対応便房」に改め、同表七の項1及び1(一)中「車いす使用者対応駐車施設」を「車椅子使用者対応駐車施設」に改め、同項1(三)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項2中「車いす使用者対応駐車施設」を「車椅子使用者対応駐車施設」に改め、同表八の項3中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に、「車いす使用者対応駐車施設」を「車椅子使用者対応駐車施設」に改め、同項3(一)中「車いす」を「車椅子」に改め、同項3(二)中「車いす使用者用特殊構造昇降機」を「車椅子使用者用特殊構造昇降機」に改め、同項3(三)中「車いす」を「車椅子」に改め、同表九の項1中「の車いす使用者」を「の車椅子使用者」に、「車いす使用者用席」を「車椅子使用者用席」に改め、同項1(三)中「車いす使用者用席」を「車椅子使用者用席」に改め、同項2中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項2中「車いす使用者用席」を「車椅子使用者用席」に改め、同表十の項4中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表十一の項4中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表十二の項1(一)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項1(二)中「車いす使用者対応便房」を「車椅子使用者対応便房」に改め、同項1(三)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表十三の項1中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表十四の項1中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表十五の項1中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表二の項3中「車いす用特殊構造昇降機」を「車椅子使用者用特殊構造昇降機」に改め、同表四の項1中「かこ」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項2中「かこ」を「籠」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同表七の項1(二)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項3中「車いす」を「車椅子」に改め、同項4中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、別表第二第四号の表一の項2中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「こう配」を「勾配」に改め、同表二の項2中「縦断こう配」を「縦断勾配」に改め、同項4中「車いす」を「車椅子」に改め、同表四の項中「車いす使用者対応駐車施設」を「車椅子使用者対応駐車施設」に改め、別表第二第五号の表1(二)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項2及び2(一)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項3中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項2(三)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項3中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項2(三)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表三建建築物の項中「車いす使用者対応駐車施設」を「車椅子使用者対応駐車施設」に、「車いす使用者用特殊構造昇降機」を「車椅子使用者用特殊構造昇降機」に、「かこ」を「籠」に、「車いす使用者対応便房」を「車椅子使用者対応便房」に、「車いす使用者用席」を「車椅子使用者用席」に

用者が」に改め、同項1(六)中「車いす使用者対応便房」を「車椅子使用者対応便房」に改め、同項1(七)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項1(八)中「車いす使用者対応便房」を「車椅子使用者対応便房」に改め、同表七の項1及び1(一)中「車いす使用者対応駐車施設」を「車椅子使用者対応駐車施設」に改め、同項1(三)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項2中「車いす使用者対応駐車施設」を「車椅子使用者対応駐車施設」に改め、同表八の項3中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に、「車いす使用者対応駐車施設」を「車椅子使用者対応駐車施設」に改め、同項3(一)中「車いす」を「車椅子」に改め、同項3(二)中「車いす使用者用特殊構造昇降機」を「車椅子使用者用特殊構造昇降機」に改め、同項3(三)中「車いす」を「車椅子」に改め、同表九の項1中「の車いす使用者」を「の車椅子使用者」に、「車いす使用者用席」を「車椅子使用者用席」に改め、同項1(三)中「車いす使用者用席」を「車椅子使用者用席」に改め、同項2中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項2中「車いす使用者用席」を「車椅子使用者用席」に改め、同表十の項4中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表十一の項4中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表十二の項1(一)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項1(二)中「車いす使用者対応便房」を「車椅子使用者対応便房」に改め、同項1(三)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表十三の項1中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表十四の項1中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表十五の項1中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表二の項3中「車いす用特殊構造昇降機」を「車椅子使用者用特殊構造昇降機」に改め、同表四の項1中「かこ」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項2中「かこ」を「籠」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同表七の項1(二)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項3中「車いす」を「車椅子」に改め、同項4中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、別表第二第四号の表一の項2中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「こう配」を「勾配」に改め、同表二の項2中「縦断こう配」を「縦断勾配」に改め、同項4中「車いす」を「車椅子」に改め、同表四の項中「車いす使用者対応駐車施設」を「車椅子使用者対応駐車施設」に改め、別表第二第五号の表1(二)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項2及び2(一)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項3中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項2(三)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表三建建築物の項中「車いす使用者対応駐車施設」を「車椅子使用者対応駐車施設」に、「車いす使用者用特殊構造昇降機」を「車椅子使用者用特殊構造昇降機」に、「かこ」を「籠」に、「車いす使用者対応便房」を「車椅子使用者対応便房」に、「車いす使用者用席」を「車椅子使用者用席」に

は、廃止の日から一月以内に届け出ること。
様式第七号の次に次の様式を加える。

」

様式第8号 (第4条関係)

社会福祉事業開始届

第 年 月 日 号

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 の 氏 名
印

社会福祉法第68条の2の規定に基づき、下記のとおり事業を開始した（開始する）ので届け出ます。

記

1 施設

施設の種類	
施設の種類	
事業開始の年月日	
施設の所在地	
連絡先	

2 設置者

設置者の名称	
代表者	
主たる事務所の所在地	
連絡先	
届出時における法人等の経歴・資産状況	

3 条例、定款その他の基本約款

届出時における 届置者の定款等	
当該事業の実地を 規定している条項	

4 建物その他の設備の規模及び構造

利 用 定 員	
構 造	造 階建 (うち、当該施設として使用する部分： 階部分の 全部・一部)
敷 地 面 積	
総 床 面 積	m ² (うち、当該施設として使用する部分： 専用 m ² 共用 m ²)
建 築 年 月 日	
建 物 の 平 面 図	
当該事業に使用する 設備の有無 (有する設備に☑)	<input type="checkbox"/> 居室 (詳細は別紙1のとおり) <input type="checkbox"/> 炊事設備 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 洗濯室又は洗濯場 <input type="checkbox"/> 共用室 <input type="checkbox"/> 相談室 <input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> その他 ()
土地及び建物の使用 に関する権利	

5 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の名氏及び経歴

施 設 の 管 理 者	
実 務 を 担 当 す る 部 長 等	

6 福祉サービスを提供する者に対する処遇の方法

運 営 の 方 針	
処遇に関すること	別紙2のとおり
そ の 他	

(添付書類)

- 届出時における法人の登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)
- 届出年度前3年度分の事業報告・決算書類
- 届出時における役員等名簿
- 代表者誓約書
- 届出時における法人の定款
- 平面図 (各部屋の広さや長さが分かる図面)
- 登記簿謄本、借地契約書、建物賃貸借契約書等 (土地・建物の権利関係を明らかにすることができる書類)
- 経歴申告書
- 運営規程
- 金銭管理規程 (金銭管理を実施する場合のみ)
- 事業開始時における契約書 (居室利用・サービス利用) ・重要事項説明書
- 事業開始時における契約書 (金銭管理) (金銭管理を実施する場合のみ)
- サテライト型住居の名称、建物その他の設備の規模及び構造、福祉サービスを提供する者に対する処遇の方法

【その他、必要に応じて添付が必要となる書類】

- 配置図 (建物の配置や敷地との位置関係が分かる図面)
- 案内図 (最寄駅から事業所までの地図)
- 設備・備品等一覧、写真
- 建築基準法関係規定の対応状況が確認できるもの (建築確認済証、検査済証、建築基準担当部署の直近の指導状況など)
- 消防法関係規定の対応状況が確認できるもの (直近の消防用設備等点検結果報告書、消防関係の各種届出書、消防担当部署の直近の指導状況など)
- 消防法に基づく防火対象物使用開始届書
- 資格証、研修修了証、実務経験証明書
- 損害賠償責任保険証書
- 改善計画書

別紙2

福祉サービスが必要とする者に対する処遇に関すること

(事業所名：) (年 月 日作成)

① 職員構成

職 種	常勤・非常勤	職 務 内 容 他	人 数
施設長			1名
			名
			名
			名

② 勤務体制

時 間 帯	人 数	備 考
平日・昼間 (: ~)	名	
祝日・昼間 (: ~)	名	
夜間 (: ~)	名	

※職員が常駐せず、巡回等により勤務する場合には、時間帯ごとの回数や滞在時間が分かるように記載すること。

③ サービス等の提供・料金

居 室 の 使 用 等	費 用 の 種 類	月 額 (31日間)	内 訳 等
1	居室使用料	円	
	共益費	円	
	電気代	円	
	水道代	円	
	ガス代	円	
		円	
		円	
	基本サービス費	円	
サービスの提供	食事提供 (食)	円	
	食事提供 (食)	円	
	食事提供 (食)	円	
		円	
		円	
1か月当たりの合計額		円	

※月額には、定額である場合にはその額を、実費による場合には標準的な額を記載して、その算定根拠を内訳等に示すこと。
※1か月当たりの合計額の内訳等には金額に含まれない費用等について記載すること。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十九号

社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の一部を改正する規則

社会福祉士及び介護福祉士法施行細則（平成二十四年宮城県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条を第十六条とする。

第十四条第一項中「様式第十四号」を「様式第十五号」に改め、同条第二項中「様式第十五号」を「様式第十六号」に、「様式第十六号」を「様式第十七号」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条中「第十五条」を「附則第十五条」に、「様式第十三号」を「様式第十四号」に改め、同条を第十二条とする。

第十条中「様式第十二号」を「様式第十三号」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中「様式第十一号」を「様式第十二号」に改め、同条を第十条とする。

第八条中「様式第十号」を「様式第十一号」に改め、同条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（認定特定行為業務従事者の死亡等の届出）

第八条 省令附則第八条の二の規定による死亡等の届出は、認定特定行為業務従事者死亡等届出書（様式第十号）により行うものとする。

「様式第四号中」

生年月日	年 月 日	を	生年月日	年 月 日
性別	男・女			

「様式第五号中」

生年月日	年 月 日	を	生年月日	年 月 日
性別	男・女			

に改める。

様式第八号中

「生年月日 性別」	年月日 男・女	を	「生年月日」	年月日
--------------	------------	---	--------	-----

に改める。

様式第十六号中「(第14条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式を様式第十七号とする。

様式第十五号中「(第14条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式を様式第十六号とする。

様式第十四号中「(第14条関係)」を「(第15条関係)」に

「生年月日 性別」	年月日 男・女	を	「生年月日」	年月日	に改め、同様式
--------------	------------	---	--------	-----	---------

を第十五号とする。

様式第十三号中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同様式を様式第十四号とする。

様式第十二号中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を様式第十三号とする。

様式第十一号中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に改め、同様式を様式第十二号とする。

様式第十号中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に改め、同様式を様式第十一号とし、様式第九

号の次に次の二様式を加える。

様式第10号 (第8条関係)

年 月 日

宮城県知事 殿

認定特定行為業務従事者死亡等届出書

認定特定行為業務従事者について、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第8条の2の規程により、下記のとおり関係書類を添えて届けて出ます。

認定証登録番号										
フリガナ								生年月日	年 月 日	
氏名								Ⓜ	年 月 日	
住所	(郵便番号	-)	都 道	市 区	府 県	町 村			
電話番号										
認定を受けた年月日	年	月	日	届出事由が生じた年月日	年	月	日			
届出事項 ※右のいずれかに○	1 死亡し、又は失踪の宣告を受けた									
	2 法附則第4条第3項第1号に該当するに至った									
	3 法附則第4条第3項第2号から第4号までのいずれかに該当するに至った									

- 備考1 「認定証登録番号」欄には、登録時に割り当てられた登録番号を記載してください。
- 2 「届出事項」欄には、該当する項目に「○」を記載してください。
- 3 この届出書には、次に掲げる書類を添付してください。
- (1) 認定特定行為業務従事者認定証
 - (2) 届出事項を証する書面

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の規定によるものとなす。

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則(昭和三十四年宮城県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第七条及び第八条を削る。

第九条中「様式第九号」を「様式第六号」に改め、同条を第七条とする。

第十条中「様式第十号」を「様式第七号」に改め、同条を第八条とする。

第十一条中「様式第十一号」を「様式第八号」に改め、同条を第九条とする。

様式第六号から様式第八号までを削る。

様式第九号中「~~第6号様式~~」を「~~第7号様式~~」に改め、同様式を様式第六号とする。

様式第十号中「~~第10号様式~~」を「~~第8号様式~~」に改め、同様式を様式第七号とする。

様式第十一号中「~~第11号様式~~」を「~~第6号様式~~」に改め、同様式を様式第八号とする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

指定難病等の治療に係る通院介護費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十一号

指定難病等の治療に係る通院介護費用交付規則の一部を改正する規則

指定難病等の治療に係る通院介護費用交付規則(平成十二年宮城県規則第九十四号)の一部を次の

ように改正する。

第二条第一項中「医療費支給認定」の下に「(知事が認定するものに限る。)」を加える。

第三条第二項中「通院介護費用受給者認定申請書(様式第一号)」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第五条第二項中「受給者取消届(様式第二号)」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第七条第一項中「通院介護費用交付申請書(様式第三号)」を「知事が別に定める申請書」に改める。

様式第一号から様式第三号までを削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百七十五号

昭和五十三年宮城県告示第二百五十一号(保健所使用料等条例第二条の規定による使用料等の額)

の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表二の項中「一件につき 八〇〇」を「一件につき 一、二〇〇」に、

「五、五〇〇」を「五、三〇〇」に、「一、八〇〇」を「一、七〇〇」に改める。